

令和 5 年 5 月 25 日
国土交通省中部地方整備局
独立行政法人水資源機構中部支社

お知らせ

1. 件名

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討について
～「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第6回幹事会)」の開催～

2. 概要

木曽川水系連絡導水路事業は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を実施中です。

このたび、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第6回幹事会)」を開催しますので、下記のとおりお知らせします。

記

木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第6回幹事会)

- 1) 日 時 : 令和5年5月29日(月) 10:00～11:30
- 2) 場 所 : 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)1階 セミナールーム 1及び2
(愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地)
- 3) 議事(予定) : 別添資料-1をご確認ください。
- 4) 会議の公開 : 原則公開で開催いたします。
取材・傍聴は、事前登録制とさせていただきます。取材・傍聴をご希望の方は、別添資料-2をご確認のうえ、事前申込みをお願いいたします。
※傍聴を希望される方は、会場の定数となった場合、別会場(2階 セミナールーム 3)にて傍聴していただくこととなりますので、予めご了承ください。
- 5) そ の 他 : 規約については、別添資料-3をご確認ください。
過去の開催状況等については、以下に掲載させていただいております。
開催状況 : <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>
事業概要 : <http://www.water.go.jp/chubu/kisodo/PDF/2111panf.pdf>

3. 配付先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ
4. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局
河川部 河川環境課 課長補佐 前田 隆成 TEL 052-953-8151
独立行政法人水資源機構中部支社
事業部 次長 末松 義康 TEL 052-231-9631

(案)

木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場
(第6回幹事会)

議事次第

日時 : 令和5年5月29日(月) 10:00~11:30

場所 : 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)
1階 セミナールーム1及び2

1. 規約について
2. 木曾川水系連絡導水路事業の検証について
3. 木曾川水系連絡導水路事業に関する提案について

木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第6回幹事会)の取材・傍聴にあたってのお願い

1. 事前登録について

- ・ 取材を希望される方は、別紙「取材登録書」に必要事項をご記入のうえ、5月27日(土)17:00までに、以下の受付へFAXまたは電子メールで送信をお願いいたします。
- ・ 傍聴を希望される方は、別紙「傍聴申込書」に必要事項をご記入のうえ、5月27日(土)17:00までに、以下の受付へFAXまたは電子メールで送信をお願いいたします。
- ・ 会場には、傍聴を希望される方の席(24席)を用意しています。傍聴者数が定員に達した場合は、別会場(2階 セミナールーム 3)にて傍聴していただくこととなります。なお別会場では、スクリーン画面と音声のみの共有となり、会場との映像中継はございませんので、予めご了承ください。
※予想を大きく上回る応募があった場合には、やむを得ずお断りをさせていただく場合があります。

【取材登録書・傍聴申込書受付】

F A X 番 号 0585-22-5217

メールアドレス waterkisodo@nifty.com

2. 当日の流れについて

- ・ 会議室入口付近の受付にて必要事項を記入の上、受付係の指示に従い入場してください。
- ・ 受付・開場は、開会の30分前を予定しています。
- ・ 開会5分前までに、受付を済ませてください。

3. 傍聴に際しての注意事項

- ・ カメラ等による写真撮影、ビデオ撮影、録音等、記録機器の使用はご遠慮願います。
- ・ 発言、拍手、ビラ、プラカードの持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはご遠慮願います。
- ・ 私語や雑音等が生じる行動、傍聴席を離れて立ち歩くことは、ご遠慮願います。
- ・ 携帯電話やスマートフォンは電源を切るか、マナーモードとし、通話をご遠慮願います。
- ・ その他、議事の妨げとなるようなことはご遠慮願います。
- ・ 以上のことをお守りいただけない場合は、退室していただく場合があります。
- ・ 別会場にて傍聴する場合は、インターネット回線の状況やその他パソコンの環境により、映像や音声がかかる可能性があります。または一時的な停止など正常に視聴できない場合があります。予めご了承ください。

(報道機関の方へ)

- ・ 報道機関を対象とした席を設けます。
- ・ 受付時に身分証等の提示をお願いします。
- ・ 会場内では、報道各社の腕章等の着用をお願いします。
- ・ カメラ等による撮影は、冒頭の挨拶まで可能とします。
- ・ 取材に必要な電源等は各社にてご用意ください。

別紙「取材登録書」

木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第6回幹事会)

取材登録書

当会議の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和5年5月27日(土) 17時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前 (複数名の場合、代表者名)

(2) ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

送信先

FAX番号 0585-22-5217

メールアドレス waterkisodo@nifty.com

別紙「傍聴申込書」

木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第6回幹事会)

傍聴申込書

当会議の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和5年5月27日(土) 17時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

送信先

FAX番号 0585-22-5217

メールアドレス waterkisodo@nifty.com

※会場の都合上、傍聴者数が定員に達した場合は、別会場（2階 セミナールーム 3）にて傍聴していただくこととなります。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第6回幹事会）」の運営以外には使用いたしません。

木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局と独立行政法人水資源機構をいう。
2 検討主体は、実施要領細目に基づき、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙－1で構成する。
2 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため、検討主体は幹事会を設置する。
2 幹事会は、別紙－2で構成する。
3 検討主体は、幹事会を招集し、検討の場の議題の提案をする。
4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

付則

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

岐阜県副知事
愛知県副知事
三重県副知事
名古屋市副市長

岐阜市副市長
瑞浪市長
各務原市長
揖斐川町長
瀬戸市長
津島市長
犬山市長
稲沢市長
桑名市長

【検討主体】

国土交通省中部地方整備局長
国土交通省中部地方整備局河川部長
独立行政法人水資源機構中部支社長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

【構成員】

岐阜県	県土整備部長
岐阜県	都市建築部長
愛知県	建設局長
愛知県	企業庁水道部長
三重県	地域連携部長
三重県	県土整備部長
名古屋市	上下水道局技術本部長

岐阜市	副市長
瑞浪市	副市長
各務原市	副市長
揖斐川町	副町長
瀬戸市	副市長
津島市	副市長
犬山市	副市長
稲沢市	副市長
桑名市	副市長

【検討主体】

国土交通省中部地方整備局河川部長
国土交通省中部地方整備局河川部総合土砂管理官
独立行政法人水資源機構中部支社副支社長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。